

箕面市立学校の修学旅行実施可否の判断基準

令和2年8月24日
令和3年6月15日改訂
令和3年8月2日改訂
箕面市教育委員会

1. 外的環境に係る判断基準

①当日までの実施の判断基準について

下記のア～エの状況である場合、実施可能な状況であると判断する。

ア 旅行先(すべての滞在先)が、大阪府内の小中学校の修学旅行の受け入れを拒否していないこと

イ 大阪府が発出している「令和2年度修学旅行の実施(新型コロナウイルス感染症対策)に係るガイドライン」(以下「大阪府ガイドライン」という)別紙「旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」の内容を含め、詳細な計画、欠席者が多数いる場合の対応等について十分に説明すること

(※参考)インフルエンザ様疾患等による学級閉鎖の基準は、学級の罹患者の欠席率が約15%に達したとき(昭和57年2月2日付け教委保第1125号「臨時休業」参照)

ウ 大阪府ガイドラインに記載されている「5 感染防止対策等」が講じられていること

エ 上記ア～ウを踏まえて、校長が修学旅行について実施の許可を出していること

②当日における実施の判断基準について

下記の場合、実施可能な状況であると判断する。

ア 旅行先の都道府県知事等が大阪府内の小中学校の修学旅行の受け入れを拒否していないこと

イ 校長が修学旅行について実施の許可を出していること

2. 児童生徒の状況に係る判断基準

時期	児童生徒の状況	左記児童生徒の 修学旅行への参加 の可否等	修学旅行の実施・継続
前 日	PCR検査等受検待ち及び結果待ち	不可	実施
	濃厚接触者と特定	不可	
	同居者が濃厚接触者と特定	不可	
	陽性者と特定	不可	保健所による疫学調査 等の結果を踏まえ判断
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	
出 発 時	発熱・風邪症状	不可（帰宅）	実施
	同居者が発熱・風邪症状	不可	
	同居者が濃厚接触者と特定	不可	
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	保健所による疫学調査 等の結果を踏まえ判断
出 発 後	発熱・風邪症状	別室待機、 病院受診	継続
	濃厚接触者と特定	離団（隔離）	
	PCR検査等受検が必要	離団（隔離）	
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	陽性者と特定	離団（入院）	
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	

※教員についても上記の判断基準を適用する。

※上記いずれの時期においても、他学年の教員または児童生徒の感染者が判明した時点で、保健所による疫学調査等の結果を踏まえた判断のもと、修学旅行を中止にする可能性がある。

※新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を中止にした場合に係るキャンセル費用は保護者負担となる。